

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（行情）諮問第484号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第373号）

事件名：「自閉症の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用
するもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自閉症の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用
するもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これ
を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙に掲げ
る文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示すべきとしてい
ることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大
臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月25日
付け厚生労働省発障0625第7号により行った不開示決定（以下「原処
分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりで
ある。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条
の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（2）これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを
不服として、同年7月27日付け（同月30日受付）で審査請求を提起
したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分を取消し、新たに特定した文書を開示す
ることが妥当である。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「自閉症の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用するもの）」の開示を求めるものである。本件審査請求を受けて改めて対象文書を探索したところ、世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレットを開示請求対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断したものである。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張を認める。

4 結論

以上のとおり、原処分を取り消し、開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして別紙に掲げる文書（本件対象文書）を新たに特定し、開示すべきとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「自閉症の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用するもの）」の開示を求めるものである。

イ 厚生労働省も参画している世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレット（本件対象文書）は、世界自閉症啓発デーの普及のために使用されているものであり、その中の「自閉症って？」という欄には、自閉症の特性等に関する内容が記載されてい

ることから、本件請求文書に該当するものとして新たに特定し、開示すべきである。

ウ 厚生労働省においては、上記イに掲げる文書以外に、世界自閉症啓発デーで使用するもので、自閉症の定義が分かる文書として特定すべきものは存在しない。

エ また、自閉症を含む発達障害者の判断については、医師が医学的な観点から行うものであり、厚生労働省が判断を行うことはないため、厚生労働省において、自閉症の判断手続が分かる文書は作成又は取得していない。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の「自閉症って？」の欄には、諮問庁の説明のとおり、自閉症の特性等に関する内容が記載されていることが認められることから、諮問に当たり本件対象文書を新たに特定すべきであるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象文書を特定し、開示すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定し、開示すべきとしていることについては、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレット